

勤務条件について

市町立版

平成 年 月 日

あなたを任用・委嘱するに当たっての勤務条件は次のとおりです。

勤務場所： 学校

任用期間・委嘱期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

勤務内容：教科指導等

(ただし、本務者の休暇等に応じ任用期間を変更することがあります。)

1 任用形態	臨時的任用職員	非常勤講師	
		報酬（1授業時間当たり）	報酬（勤務1時間当たり）
2 勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで	(1)勤務時間数 教科指導週 時間 (2)勤務時間 別途「時間割」による (3)週案作成等時間 週当たり担当授業時間数 ・10時間以上 ⇒ 1週間当たり2時間以内 ・3時間以上9時間以下 ⇒ 1週間当たり1時間以内 ・1時間以上2時間以下 ⇒ 2週間当たり1時間以内	(1)勤務時間数 週 時間 (2)勤務時間 別途「勤務時間割振表」による
3 週休日等	(1)週休日 日曜日、土曜日 (2)休日 国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始(12/29～1/3)	上記（勤務を要する日）以外	
4 休暇	(1)年次有給休暇 任用期間に応じて決定します (2)特別休暇 正規職員に準じて認められます	(1)年次有給休暇 委嘱期間に応じて決定します (2)特別休暇 非常災害等による交通遮断及び事務・事業の停止並びに忌引き等	
5 給与、報酬及び通勤費	(1)給料（※経験年数等によって決定します） 教育職（教諭、養教等） 191,256円～388,440円 教育職（助教諭、講師） 167,856円～304,616円 行政職（主事） 146,100円～277,100円 医療職（栄養） 169,400円～293,700円 (2)給料の調整額（教育職のみ） (3)地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定 (4)諸手当 通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給 (5)期末手当、勤勉手当 基準日における任用期間に応じて支給 (6)支給日 給料及び諸手当は毎月19日、期末・勤勉手当は、6月及び12月、期末手当は3月の所定の日支給 (7)その他 正規職員に適用される条例等の規定が準用	(1)報酬 単価 1授業時間当たり 2,670円	(1)報酬 単価 勤務60分当たり 2,670円
6 社会保険	任用期間により次のとおりとなります。 (1)2月以内 「国民健康保険」「国民年金」 (2)2月を超え12月まで 「健康保険」(注)「厚生年金」 (3)12月を超える場合、13月目から「公立学校共済組合」「厚生年金」 (注)40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。	国民健康保険及び国民年金、若しくは配偶者等の被扶養者となります。	次の①又は②の要件を満たすときに被保険者となります。 (健康保険、厚生年金保険) ①委嘱期間が2月を超え、次の要件の両方を満たす場合 (1)4週間の所定勤務時間が116時間15分以上 (2)1か月の勤務日数が16日以上 ②委嘱期間が1年以上見込まれ、週の所定勤務時間が20時間以上の場合 (注)40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。
7 雇用保険	任用期間が30日を超える場合「強制加入」します。	次の要件を満たす者が適用を受けます。 (1)1週間の所定勤務時間が20時間以上（週案作成等時間を含む。） (2)31日以上引き続き委嘱されることが見込まれること	
8 災害補償	公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用されます。	「労働者災害補償保険法」が適用されます。	
9 その他	・給与から所得税及び社会保険料等を控除して支給します。 ・住民税については控除しませんので、市町村へ直接納入してください。 ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費が支給されます。 ・児童手当（特例給付）については、原則住所地の市町村長が支給することとなりますが、公立学校共済組合の組合員である間のみ、届出により認定の上、県が支給することとなります。	・報酬から所得税及び雇用保険料（該当する場合）を控除して支給します。 ・住民税については控除しませんので、市町村へ直接納入してください。	